

業績ハイライト

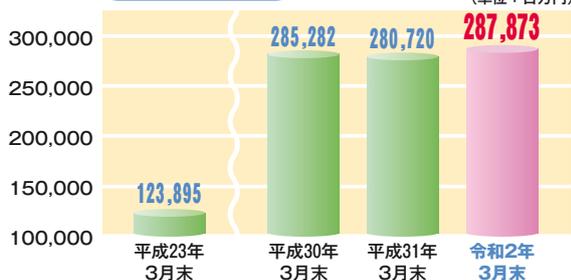
令和元年度は、中期経営計画「あぶくま『共創力』発揮3カ年計画」の2年目を迎え、前年度に引き続き地域密着型金融のより一層の「深化×進化」に取り組んでまいりました。

預金・貸出金の状況

総預金 令和元年度 預金残高 **2,878億円**

創立70周年記念定期の販売により、対前年比71億円増加し、過去最高の期末残高となりました。また、総預金残高のうち個人預金が67.8%を占めております。

預金残高の推移 ※譲渡性預金を含みます。(単位：百万円)



※震災時の計数を参考で記載しております。

貸出金 令和元年度 貸出金残高 **908億円**

地域復興に向けたニーズに対し、企業への資金供給および個人向け融資を積極的に推進した結果、対前年比21億円増加いたしました。

貸出金残高の推移 (単位：百万円)



※震災時の計数を参考で記載しております。

損益の状況

令和元年度の業績は、おかげさまで当期純利益で、**4億6千6百万円**を計上することができました。

コア業務純益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



自己資本の状況

令和元年度の自己資本額は、利益の積み上げにより

344億2千2百万円

となり、財務基盤は万全となっております。

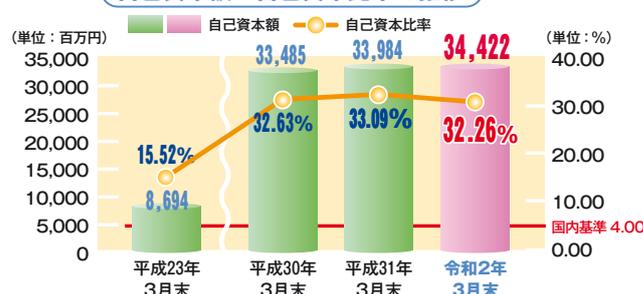
また自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回る

32.26%となっております。

自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関にとって体質強化の面からも重視されています。金融機関の経営は、資金調達を預金積金などの外部負債に大部分を委ねており、自己資本は外部負債に対する最終担保となるものですから、一般的に自己資本比率が高いほど財務の健全性が高いと言えます。

自己資本額・自己資本比率の推移 (単位：百万円)



不良債権の状況

金融再生法ベースの債権区分による不良債権につきましては、

13億1千2百万円となり、不良債権比率は、**1.42%**となりました。

金融再生法開示債権 (単位：百万円)

区分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
金融再生法上の不良債権	1,692	1,470	1,312
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,272	1,027	484
危険債権	259	365	729
要管理債権	159	77	98
正常債権	86,218	88,462	90,820
債権合計	87,911	89,932	92,132
不良債権比率	1.93%	1.63%	1.42%

不良債権額及び不良債権比率の推移 (単位：百万円)





金融再生法に基づく開示債権の状況

令和2年3月末の金融再生法開示債権の合計額は92,132百万円です。その中で不良債権とされる合計額は1,312百万円となっております。この不良債権に対しては、担保・保証等による保

全額㉔と貸倒引当金㉕の合計額である保全額㉖により89.83%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

(単位：百万円)

区 分	開示残高 ㉑	保全額 ㉖	担保・保証等 による回収 見込額㉔	貸倒 引当金 ㉕	保全率 ㉖ ㉑	引当率 ㉕ ㉑-㉔	
金融再生法上の不良債権	平成31年3月末	1,470	1,403	312	1,091	95.49%	94.28%
	令和2年3月末	1,312	1,178	485	693	89.83%	83.87%
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成31年3月末	1,027	1,027	189	838	100.00%	100.00%
	令和2年3月末	484	484	151	333	100.00%	100.00%
危険債権	平成31年3月末	365	349	95	253	95.59%	94.04%
	令和2年3月末	729	636	291	345	87.31%	78.89%
要管理債権	平成31年3月末	77	27	27	0	35.15%	0.16%
	令和2年3月末	98	57	42	14	58.39%	26.10%
正常債権	平成31年3月末	88,462	—	—	—	—	—
	令和2年3月末	90,820	—	—	—	—	—
合 計	平成31年3月末	89,932	—	—	—	—	—
	令和2年3月末	92,132	—	—	—	—	—

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

リスク管理債権の合計額は1,298百万円となっております。この債権に対しては、担保・保証等による保全額㉖と貸倒引当金㉕により89.72%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

区 分	残高㉑	担保・保証㉖	貸倒引当金㉕	保全率 ㉖+㉕ ㉑	
破綻先債権	平成31年3月末	357	25	332	100.00%
	令和2年3月末	0	—	0	100.00%
延滞債権	平成31年3月末	1,034	258	759	98.44%
	令和2年3月末	1,199	442	664	92.28%
3か月以上 延滞債権	平成31年3月末	2	0	0	21.76%
	令和2年3月末	21	17	3	100.00%
貸出条件 緩和債権	平成31年3月末	74	26	0	35.38%
	令和2年3月末	77	24	11	47.03%
合 計	平成31年3月末	1,469	311	1,091	95.49%
	令和2年3月末	1,298	485	679	89.72%

(単位：百万円)

経営改善支援

令和元年度経営改善支援先の取組み実績

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

債務者区分	期初 債務者数 A	経営改善支援 取組先 a	aのうち			経営改善 支援取組率 a/A	ランク アップ 率 β/a	経営改善 計画策定率 δ/a
			期末に区分が 上昇した先 β	期末に区分が 変化しなかった先 γ	aのうち 経営改善計画 を策定した先 δ			
正常先	674	3	—	2	3	0.4%	0.0%	100.0%
その他要注意先	219	33	2	31	29	15.0%	6.0%	87.8%
要管理先	6	1	—	1	1	16.6%	0.0%	100.0%
破綻懸念先	6	—	—	—	—	—	—	—
実質破綻先	19	—	—	—	—	—	—	—
破綻先	3	—	—	—	—	—	—	—
合 計	927	37	2	34	33	3.9%	5.4%	89.1%

(単位：先数、%)

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドラインへの取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必然性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	33件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	4.20%
保証契約を解除した件数	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

お客様への支援活動

当金庫では、「地域密着型金融の取組みを強化し、地域経済の活性化に全力で取り組む」ことを基本方針とし、さまざまな視点から支援を行っております。

中小企業への支援

創業支援

【事例】地域の新たな産業育成に向けた支援

当金庫は、大熊町が新たな産業の育成と雇用創出に向けて設立した「株式会社ネクサスファームおおくま」への資金支援を行っております。

同社は、令和元年4月に避難指示が解除された大川原地区において、町の住民帰還率の低迷および今後の農業従事者の減少と高齢化を見据え、最新の設備による労働負荷の軽減を図るだけでなく、太陽光や複合環境制御システムによりイチゴの周年栽培を実現させ、安定的な雇用を創出しております。また、福島第一原子力発電所が立地する町であることをふまえ、放射能検査装置による全量検査を実施し、安全性を発信することで町の風評被害の払拭にも努めています。今後も、業界ネットワークを活用して本取組みを支援してまいります。



関係機関との連携による販路拡大支援

【事例】ギフトカタログへの掲載支援

信金中央金庫が企画し、株式会社 三越伊勢丹が運営するギフトカタログ「旬彩カタログ しんきんのつなぐ力」(2020年度版)の掲載商品として株式会社サンエイ海苔様のしじみ海苔詰合せが採用されました。

このカタログは、全国の信用金庫がカタログを購入し、お客様に贈呈する方式を採用しております。全国の信用金庫から推薦されたお取引先が取り扱う商品のみを掲載し、中元・歳暮などの贈答品として活用され商品のPRに繋がっています。



ビジネスマッチ等による販路拡大支援

当金庫は、お取引先の販路開拓・新規仕入先発掘等の支援を行うため、全国の信用金庫ネットワークを活用したビジネスマッチイベントに出展企業様と参加しております。

2019“よい仕事おこし”フェア(令和元年10月7日)



出展企業:株式会社菊池製作所様



出展企業:有限会社キャニオンワークス様



出展団体:飯館村様

ビジネスマッチ東北2019(令和元年11月7日)



出展企業:合資会社旭屋様



出展企業:株式会社サンエイ海苔様



出展団体:山元町様



企業経営者・後継者への支援

中小企業の人材採用支援

当金庫は、令和元年12月18日に総合人材サービスを提供するパーソルホールディングス株式会社と業務提携をいたしました。

若年層の減少や都市部への流出等により、当金庫のお取引先でも人材確保が経営の課題として挙がっています。パーソルホールディングスグループは、中途採用サービス「ミイダス」と新卒採用サービス「doda キャンパス」を運営しており、「ミイダス」は採用したい人材に企業から直接アプローチすることができるという特徴を持っています。

今後も、同社と連携・協力することで地域の人手不足解消、人材還流による地域経済の活性化に取り組んでまいります。



専門家と中小企業のマッチング支援

当金庫は、令和元年11月28日に販路拡大や生産技術向上といった経営課題を持つお取引先の支援を目的に、「新現役交流会 2.0」に参加しました。

大企業等での経験があるシニア人材「新現役」と中小企業をつなぎ、課題解決の後押しを目的としています。交流会には中小企業診断士の資格を持つ当金庫の職員が同席し、継続的な支援を行っています。



若手経営者・後継者の会「あぶくま元気塾」と連携した支援

当金庫は、お取引先の若手経営者、後継者に対して、各種情報を提供する場として「あぶくま元気塾」を主催しております。

令和元年度の主な活動は、各種マッチングイベントの視察や外部講師による講演会を行いました。



しんぎんアセットマネジメント投信株式会社から講師を迎え、「最近の経済環境と相場見通し」、「資産形成のための投資の考え方」をテーマに講演会を開催いたしました。(令和元年8月9日)



今井 進太郎氏(グローバルマーケティング株式会社 代表)を講師を迎え、「地域創造に必要な3つの力」と題して講演していただきました。(令和元年11月28日)

TKCとの連携による支援



TKC相馬部会様との交流20周年

当金庫では、地域中小企業の持続的な発展をご支援するという趣旨のもと、TKC相馬部会様と交流を続けております。

令和元年11月21日には交流20周年記念式典・祝賀会を挙行し、多くの方々にご参列いただきました。今後もさらに連携を強化し地域の発展に貢献してまいります。

新型コロナウイルス感染症にかかる融資商品のご案内

当金庫では、刻々と変わる状況をふまえ、お客さまの安全・安心を第一に新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、お客さまの状況を理解したうえで、柔軟に資金調達や経営に関するご相談を承っております。

新型コロナウイルス経営対策資金

【商品概要】

- ご利用いただける方／当金庫営業地区内の会員たる資格を有する、法人・個人事業者で、新型コロナウイルスの影響により営業活動に支障をきたしている方
- お使用みち／運転資金・設備資金
- ご融資金額／500万円以内
- ご融資期間／手形貸付 1年以内、証書貸付 10年以内

●ご融資利率／固定金利

10年以内 年1.80%	5年以内 年1.50%	1年以内 年1.00%
-----------------	----------------	----------------

*福島県信用保証協会付の場合(別途、保証料が必要となります)

10年以内 年1.40%	5年以内 年1.10%	1年以内 年0.60%
-----------------	----------------	----------------

- ご返済方法／手形貸付 期日一括返済
証書貸付 元金均等返済(1年以内の元金据置可)
- 保証人／経営者保証に関するガイドラインによる
- 担保／必要により徴求いたします。
- 手数料／当金庫所定の手数料をご負担いただきます。

中小企業制度資金について

当金庫では、地域のお客さまへの資金繰り支援のため、中小企業制度を利用した実質無利子型融資 福島県信用保証協会保証「**新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)**」および宮城県信用保証協会保証「**新型コロナウイルス感染症対応資金**」を取り扱っております。

なお、ご利用の際には市町村の認定証が必要となります。詳しくは、各営業店の窓口または得意先担当者までお問い合わせください。

地方創生

当金庫では、政府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進のため、営業地区内11市町村と「地域密着総合連携協定」を結び、相互連携関係をより一層強化し、地域の復興に取り組んでおります。(令和2年6月末現在)
また、当金庫は、信用金庫ネットワークを活用し、地域の交流人口増加に努めております。

① 地域密着総合連携協定の締結

令和元年度は、営業地区内4町村と地域密着総合連携協定を締結いたしました。



飯舘村との締結式
(令和元年8月1日)



大熊町との締結式
(令和元年10月9日)



双葉町との締結式
(令和元年10月30日)



富岡町との締結式
(令和元年12月9日)

② 地方創生に係る商品の販売

地方創生に係る取組みの一環として「地方創生ローン」の取扱いをしております。本ローンは、法人・個人を問わず幅広い方にご利用いただける商品となっております。また、地域密着総合連携協定締結先の市町村において金利優遇の「住宅ローン」、「教育ローン」の取扱いも行っております。

■ 地方創生ローン



■ 住宅ローン



■ 教育ローン



③ 交流人口増加の取組み

令和元年度も信用金庫のネットワークを活用し、地域のPRを行いました。



新宮信用金庫様による視察
(令和元年8月20日)



石巻しんきん経営塾様による視察
(令和元年11月22日)



愛媛信用金庫様による視察
(令和2年1月7日)



東北地区信用金庫協会様による視察
(令和2年2月13日)



地域貢献活動

当金庫では、「地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来を創造する」ことを経営理念とし、地域の「環境・安全・教育・文化」等の活動に対し積極的に取り組んでいます。

地域貢献の取組み

取組み事例1

植林による海岸地域の災害発生時の減災や地域の環境美化による地域貢献

令和元年6月2日、南相馬市小高区において第7回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭に参加しました。

令和元年9月7日には平成29年度の植樹地域、令和元年9月28日には平成30年度の植樹地域の除草作業ボランティアに参加しました。



取組み事例2

スポーツ振興による地域貢献



第3回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会（令和元年7月11日 南相馬市パークゴルフ場）

取組み事例3

各種地域行事への積極的な参加による地域貢献

地域社会への積極的な参加を重要な取組みの一つとして位置づけ、これからも地域行事に積極的に参加してまいります。



相馬野馬追御行列へ参加



相馬野馬追盆踊りパレードへ参加



町地区秋まつりへ参加（新地支店）



取組み事例4

福島県相双地域8市町村魅力ガイドブック「福相双（ふくそうそう）」発刊・寄贈

当金庫は、交流人口の増加に加え風評被害の払拭と震災の記憶の風化防止を目的に、相双地域の8市町村や地元の関係機関の協力のもと、ガイドブック「福相双（ふくそうそう）」を発刊しました。

本ガイドブックは、令和2年2月に全国の信用金庫および商工会議所に発送するとともに、地域の未来に対する各首長の想いが込められたメッセージPVを各市町村に寄贈させていただきました。また、令和2年3月に地元の高校を卒業された生徒に寄贈させていただきました。



地域貢献へのあゆみ

当金庫では、年間を通じて文化的・社会的貢献などに積極的な取り組みをしております。

社会貢献への取り組み

令和元年6月2日
第7回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭へ参加



令和元年6月17日・10月9日
福島県内信用金庫一斉クリーン作戦を実施

毎年6月と10月に福島県内信用金庫が一斉に清掃活動を実施しています。当金庫は、各店舗周辺の清掃を行いました。



令和元年7月11日
第3回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会を開催

今年度の参加者は前回より増え、291名の方にご参加いただきました。



令和元年7月28日
相馬野馬追御行列へ参加



各営業店にて地域のお祭り等へ参加

- ◆平成31年4月14日
おだか浮舟まつりに参加(小高支店)
- ◆令和元年8月4日
福寿園・さくら荘夏祭りに参加(東支店)
- ◆令和元年8月11日
広野町サマーフェスティバル2019に参加(広野支店)
- ◆令和元年8月14日
相馬盆踊り大会へ参加(相馬支店)
- ◆令和元年8月15日
わたりふるさと夏まつりに参加(巨理支店)
- ◆令和元年11月3日
町地区秋まつりに参加(新地支店)



お客様満足度向上への取り組み

平成31年4月1日
全店舗においてWi-Fiサービスを提供

全店舗において Wi-Fi サービス (公衆無線 LAN サービス) の提供を開始しました。各種手続きの待ち時間に、ぜひご利用ください。

令和元年6月4日～5日
第24回あぶくまくらぶ旅行の実施

下町人情歌舞伎、山形満喫の旅を企画し、お客様にご参加いただきました。



令和元年9月24日
通帳レスサービス「あぶしん通帳アプリ」の取扱開始

お客様のスマートフォンにアプリをインストールし、所定の手続きを行うことで通帳の入出金明細や残高が確認できるようになりました。

令和元年10月5日
本店営業部駐車場のレイアウト変更

お客様の利便性向上のため、本店駐車場のレイアウトを変更し、駐車場内を一方通行としました。以前より駐車しやすくなったと、ご好評いただいております。



令和元年9月10～11日、19～20日 本店・東支店にて 中学生の職場体験学習を受け入れ



各地区において福祉施設等の 清掃作業を実施

- ◆令和元年10月 5日 いいたてホーム (飯舘村)
- ◆令和元年11月 9日 相馬ホーム(相馬市) 新地ホーム(新地町)
- ◆令和元年11月16日 花ぶさ苑(広野町)
- ◆令和元年11月23日 東洋養生園(いわき市)
- ◆令和元年11月30日 福寿園(南相馬市)



令和元年11月1日 あぶしんマネースクールを開催

今年度は、南相馬市立原町第一小学校にて開催いたしました。



令和元年12月1日 第32回野馬追の里健康マラソン大会 および第14回ウォーキング大会へ参加

マラソンとウォーキング合わせて18人が参加しました。



令和2年2月4日 福島県相双地域8市町村 魅力ガイドブック福相双(ふくそうそ)完成発表会



10月

- 5日～11月30日 各地区において福祉施設等の清掃作業を実施
- 7日～8日 2019“よい仕事おこし”フェアへ参加
- 9日 福島県内信用金庫一斉クリーン作戦の実施
- 9日 大熊町との地域密着総連携協定の締結
- 30日 双葉町との地域密着総連携協定の締結

11月

- 1日 あぶしんマネースクールを開催
- 28日 あぶくま元気塾講演会の開催
- 28日 「新現役交流会 2.0」へ参加

12月

- 1日 第32回野馬追の里健康マラソン大会および第14回ウォーキング大会へ参加
- 9日 富岡町との地域密着総連携協定の締結

令和2年

1月

- 30日～2月19日 各営業部において友の会・レディース会・あぶくま元気塾による総会・新年会の実施

2月

- 4日 福島県相双地域8市町村魅力ガイドブック福相双(ふくそうそ)完成発表会
- 27日～28日 福相双(ふくそうそ)を相双地区内の高校生へ寄贈

3月

令和元年11月28日 「新現役交流会2.0」へ参加

「新現役交流会2.0」へお取引企業と参加し、新現役と呼ばれるシニア人材・専門家との面談を行いました。本交流会は、被災3県に所在する25の金融機関が参加しており、地域の課題解決、活性化に向けて支援しております。



福島県8金庫「SDGs共同宣言」

福島県内の8金庫は、国連が提唱する「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念に賛同し、「SDGs 共同宣言」を公表いたしました。

福島県の持続的な発展に向けて、「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の3つを重点テーマとし、8金庫が連携して取り組んでまいります。

「宣言」

福島県内の8金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し地域社会の一員として各金庫の経営理念および地域特性を踏まえながら福島県の地域経済の持続的な発展に向け連携して取り組むことを宣言します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



お客様の利便性向上のために

当金庫では、お客様の利便性向上を図り、気持ちよくご利用いただけるよう様々な取組みを行っております。

利用者満足度アンケート調査の実施

皆様から愛される金融機関を目指し、お客様の満足度をお聞かせいただきたく、例年「お客様アンケート」を実施してまいりました。

これまで、お客様から頂いたご意見をもとに、店舗機能の充実やサービスの向上を図ってまいりましたが、令和元年度はお客様の満足度だけでなく、当金庫に対して何を期待されているかをお聞かせいただきたくアンケートを実施いたしました。

これらの結果やお客様からのご意見を真摯に受け止め、役職員一同より一層の金融サービス向上に取り組んでまいります。

「お客様アンケート」の調査結果について

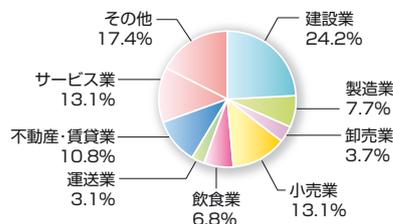
調査対象：当金庫と融資取引のある事業所または個人事業主のお客様 500 先

調査方法：アンケート用紙を訪問配布し、無記名による郵送返信

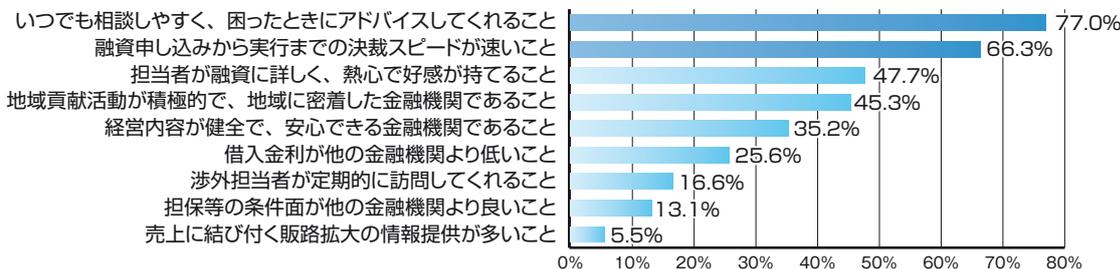
実施時期：令和元年 12 月～令和 2 年 1 月

回答数：351 件

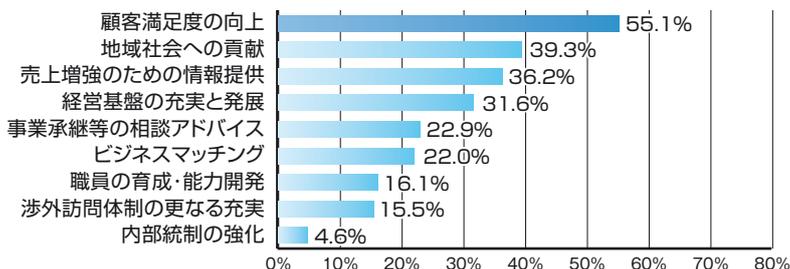
業種別回答比率



(1) 当金庫と融資取引をする上で、重視していることは何ですか？（複数回答あり）



(2) 今後、当金庫へどのようなことを期待なさいますか？（複数回答あり）



今回のアンケートでは、多くのご意見・ご要望などをお聞かせいただきました。今後、アンケート結果をふまえ、お客様のご期待に応えられるよう、職員のスキルアップに努めてまいります。これからも、地域の皆様から頼られる身近な信用金庫を目指してまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

これまでのアンケート等によるご意見・ご要望をふまえた取組み事例

- ATM の設置（南相馬市鹿島区）
- ATM 待合スペースの拡張と待合椅子の設置（東支店）
- 着座式記帳台やローカウンターを設置
- タッチ伝票システムの導入
- 駐車場の拡張・整備（本店営業部・相馬支店・東支店・新地支店）

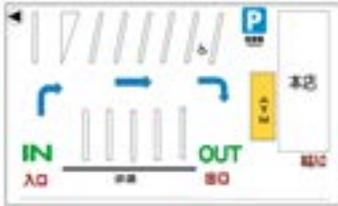


店舗機能の充実

(1) 本店営業部駐車場のレイアウト変更



令和元年10月5日より、本店営業部駐車場のレイアウトを変更いたしました。本部建物側を入口、ATM側を出口の一方通行にすることにより、スムーズに駐車いただけるようになりました。



(2) 防水板の設置



浸水した相馬支店内部の様子



台風19号の被害後、防水板を設置

令和元年東日本台風(台風第19号)の影響により、相馬支店は床上浸水の被害を受けましたが、東日本大震災の教訓もあり、いち早く復旧態勢をとることができました。お客様や職員に対する安全確保、お客様への滞りないサービス提供のため、相馬支店および小高区役所前店外ATMに防水板を設置いたしました。今後もBCPの見直しを図り、災害等への対策を講じてまいります。

お客様の暮らしをスマートに

(1) あぶしん通帳アプリの提供開始

令和元年9月24日より、いつでも入出金明細や残高をスマホで確認できる「あぶしん通帳アプリ」の提供を開始しました。ご利用は無料で、普通預金をお持ちのすべての個人のお客様がご利用いただけます。



「しんきん通帳」アプリをダウンロードすると

- 口座番号そのままスマホでカンタン登録
口座開設時にご登録いただいているお客様情報や口座情報などにより本人確認を実施します。
- 保有口座を最大5つまで登録できます
登録した口座が「通帳アプリ口座」か「有通帳口座」かが一目でわかります。
- 直近10回分の取引明細が見られます
それぞれの明細をタップすると詳細情報が確認できます。

「しんきん通帳」アプリをダウンロードして、さらにお持ちの口座を通帳アプリにすると

- 最大2年間分の取引明細が見られます
通帳アプリへ切り替え後の取引明細が確認できます。総合口座の場合、総合口座定期預金も閲覧可能です。
- 検索・メモなど便利な管理機能もあります
期間・金額などから明細を探せます。また、明細に書き込んだり、過去の明細を保存したりできます。
- ①通帳アプリ切り替え後は、キャッシュカードのみでのお取引になります。これまで使用していた紙通帳はご利用いただけなくなりますので、記帳してから通帳アプリへお切り換えください。

(2) 無料Wi-Fiサービスの提供

当金庫では、お客様の利便性向上を図るため、全店舗でWi-Fiサービス(公衆無線LANサービス)を提供しております。各種お手続きの待ち時間に、無料でご利用できますので、ぜひご利用ください。



移動相談会の取組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの、預金の払い出し等の申し出や各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため、業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、同室のメンバーを中心に移動相談会を開催しております。

※詳しくは、当金庫ホームページの「移動相談会のお知らせ」をご確認ください。

開催場所	開始年月	受付時間	開催頻度	受付人員	業務内容
福島市 県営北沢又団地集会所	平成25年 5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	1. 相談業務 ・ 既往貸付の返済、 条件変更、新規貸付 ・ 各種相談
二本松市 石倉団地集会所	平成25年 5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ ・ 通帳・カード等の 再発行 ・ その他
郡山市 復興公営住宅東原団地 1号棟集会所*	令和2年 4月	10:30 ~ 12:30	週1回	2名	

※ 富田町若宮前応急仮設住宅 A 集会所より開催場所変更

地域の未来のために

マネースクールの開催

地域の将来を担う子ども達に楽しみながら「お金」についての知識と理解を深めていただけるよう令和元年度も営業地区内の小学校にてマネースクールを開催いたしました。



マネースクール授業の様子



南相馬市立原町第一小学校5年生約 60 名参加
(令和元年 11月1日)

インターンシップの受入れ

より多くの学生の皆さんに信用金庫への理解を深めてもらうために、平成 28 年度よりインターンシップの受入れを行っております。

令和元年度も、営業地区内の高校生や大学生に就業体験の機会を提供し、将来のキャリア形成の手助けをさせていただきました。

業務内容をはじめ、信用金庫と銀行の違いや信用金庫が果たす地域での役割、また業務体験等を通して信用金庫が大切にしている地域との絆について理解していただきました。



令和元年度インターンシップ実施の様子

環境活動

住みよい社会を次世代に引き継いでいくため、当金庫は、環境に配慮した事業活動を行っていくことを宣言し、活動しています。

● 融資商品を通じた環境改善

地球環境にやさしいエコカー（ハイブリッド車・電気自動車等）購入の方にはローン金利の優遇を行っております。



● LED照明の使用による環境への配慮

本部および一部の店舗では、照明器具をすべてLEDとし、電力使用量とCO₂の削減により、地球環境へ配慮した店舗としております。



高岡支店

● クールビズ・ウォームビズの継続的な実施

平成20年度よりクールビズ・ウォームビズを継続的に実施しております。





人材育成

コンサルティング機能を強化し、お客様への提案、問題・課題解決をサポートするため様々な研修や資格制度取得により能力向上に努めております。

■ 新入職員研修



入庫前研修の様子

■ メンター制度

平成31年4月より、新入職員（メンティ）の精神面のサポートおよびモチベーション・業務スキルの向上を図るため、メンター制度を導入しています。年齢の近い先輩が良き助言者・相談者（メンター）として新入職員の相談に乗ることで、業務への不安を取り除き、信用金庫人としての育成の一助となっています。



メンター会議の様子

■ 資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、試験合格者には奨励金を支給して、スキルアップに対する支援を行っております。

当金庫職員の 主な保有資格

中小企業診断士、証券アナリスト、宅地建物取引士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、2級ファイナンシャル・プランニング技能士

■ 外部講師による勉強会の開催

若手職員のスキルアップを図るために、外部から講師を招いて勉強会を開催しています。実施研修によるスキルアップ、所属店舗へのフィードバック等を目的としています。



若手渉外新規開拓強化研修

■ 役職員による勉強会の開催



働き方改革

当金庫では、「すべての職員が、いきいきとやりがいのある職場環境作り」に取り組んでおります。コミュニケーションを図り、業務の事だけでなく業務以外での悩みごとや困りごとも相談しやすい職場づくりを行っています。

■ 取組み事例

- 積極的な有給休暇の取得
- 事務の効率化（機械化）による定時退勤の推進
- 育児・介護と仕事を両立できる環境づくり
- 健康増進（人間ドック・脳ドック検診の助成）
- ストレスチェック実施によるメンタルヘルスのケア



内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させることで適切な経営管理（ガバナンス）態勢を構築してまいります。

業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任（CSR）と公共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理感を持って行動しなければならないと認識しております。組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらには本部各部及び営業部に「コンプライアンス責任者」を配

置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの周知徹底に努めております。さらに、公益通報者保護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を強化しております。

今後ともより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、信頼され選ばれる金融機関として取り組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規定の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ① 各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ② 臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③ 原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④ 本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑥ 苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、再発防止を図ります。
- ⑦ 年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑧ リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- ⑨ 改正犯罪収益移転防止法の周知と遵守を図ります。
- ⑩ 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)の周知と徹底を図ります。
- ⑪ マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- ⑫ 優越的地位濫用防止の周知を図ります。
- ⑬ 利益相反取引の周知を図ります。
- ⑭ コンプライアンス6ヶ条誓約カードを携帯し、遵法精神の涵養を図ります。
- ⑮ コンプライアンス・マニュアルを法改正や金融検査マニュアル廃止、他関連規範に準じた見直しを行います。

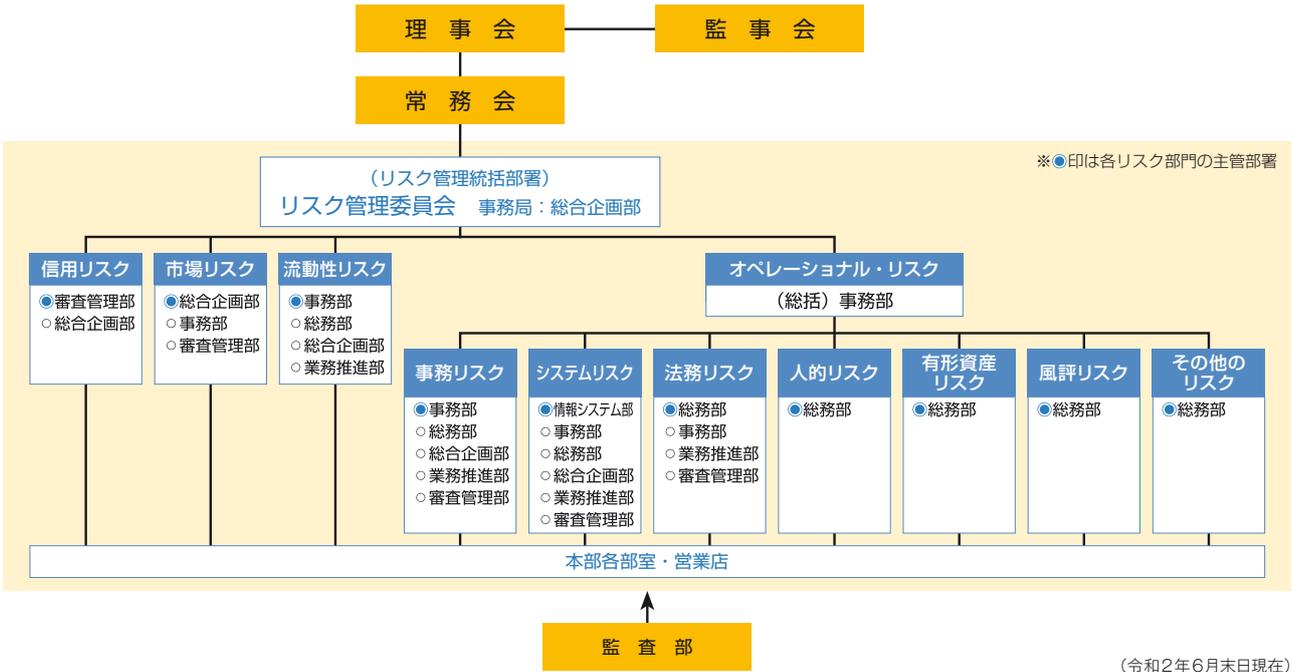


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため統一的リスク管理統括部署として、リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

リスクカテゴリー	リスクの説明
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスク。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害（台風・大雨・土砂崩れ・洪水）等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。

地域とともに
コーポレートデータ
業績のご報告（資料編）
営業のご案内

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスクをコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR（バリュー・アット・リスク）、オペレーショナルリスクは基礎的手法を採用しております。

金融犯罪防止への取組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。こうした問題に対し、当金庫では、お客さまに安心して

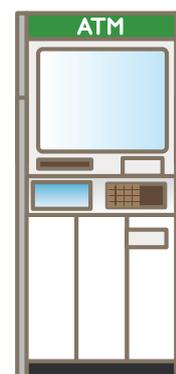
ご利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティの向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層強化してまいります。

「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- 預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- 万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- 普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- 携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制限させていただいております。

キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- 窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- 偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- 日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等による啓発
- 平成 18 年 2 月 5 日から 1 日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き下げ
- キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起するシステムの導入
- キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による「異常な取引」をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- 後方確認ミラーの設置
- 詐欺被害防止のため ATM 振込の一部利用制限
(70 歳以上で過去 3 年以上キャッシュカードによる ATM 振込実績がない口座)





お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地
TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付時間 当金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日 9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（東京三弁護士会）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-0031

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3595-8588

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL (03) 3581-2249

受付日 月～金（祝日、年末年始除く）

受付時間 9:30～12:00、13:00～17:00



各種方針・指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するという重大な社会的責任（CSR）と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとして経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に努めることとします。

I 法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づく健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルートを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更にリスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとともに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等を取得します。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項、②営業店窓口係や得意先係が口頭でお客様から取得した事項、③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項、④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項、⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。
 - A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます。）の利用目的（利用目的）
 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ②法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥

当性の判断のため

- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限定）
- ⑭信用金庫法施行規則第110条により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ⑮信用金庫法施行規則第111条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正及び利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙により開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出ください。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(リンクについて)
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行います。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつ



きましては、お取引店または本部までご連絡ください。

金融業務における個人番号及び 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「法」といいます。)等に基づき、次のとおり、お客様の個人番号及び個人番号をその内容を含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用しません。

②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。

- ・当金庫ホームページ
- ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商

品の重要事項説明について説明をいたします。

- 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品をご提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりが加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ))

(1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。

- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます。)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付合計額(以下「保険金額等」といいます。)を次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金(一時金形式)：1保険事故につき100万円
- ②診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
- ③疾病入院給付金：月額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
- ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

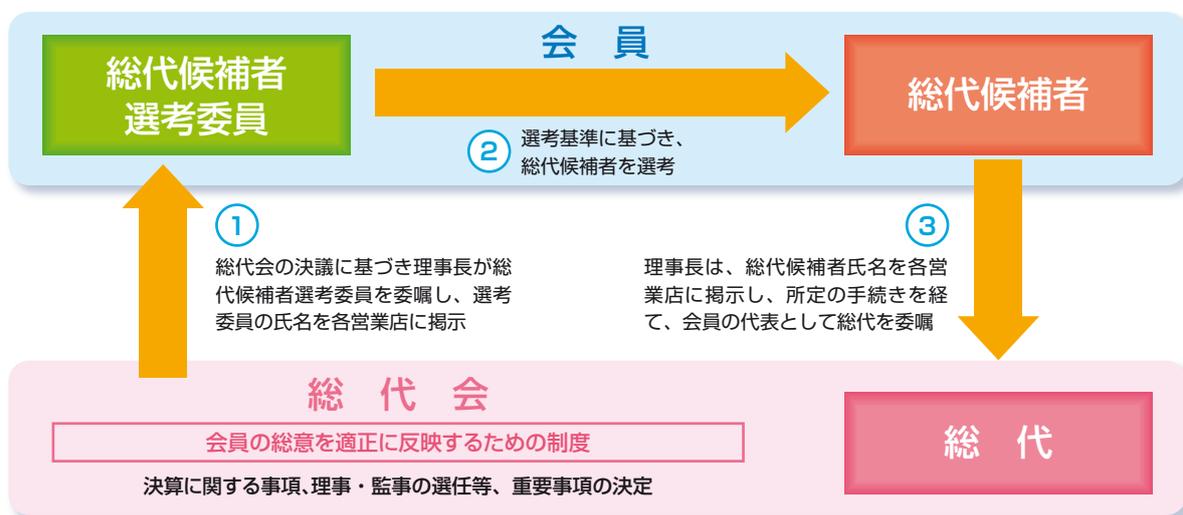
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定年は就任時点で満74歳を超えていない者です。
 - 総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、令和2年7月16日現在の総代数は100人、令和2年3月31日現在の会員数は12,336人です。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準^(注1)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。^(注2)
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注1) 総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している者
 - ② 良識を持って正しい判断ができる者
 - ③ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ④ その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選考委員の選考基準

1. 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
2. 総代候補者選考委員の選考基準は次のとおりとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
 - ② 地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
 - ③ その他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

令和2年6月15日、第70期通常総代会を開催し、次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。



●報告事項

(1)第70期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退の件
- 第3号議案 理事補充選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

(令和2年7月16日現在)

区	総代数	区域別の構成比(%)	氏名 (敬称略、五十音順)
第1区 (南相馬地区)	48名	48.0	本店営業部 26名 太田由美子①・大和田 亨①・片山 高明⑨・鎌田 淳一④・河田祥一郎①・斎藤 健一③・佐藤 篤行⑬・志賀 吉延⑦・庄司 岳洋④・鈴木 昌一⑨・関場 直隆①・相馬ガスホールディングス(株)①・高橋 隆助⑤・長澤 初男③・中島 照夫⑤・林 洋平①・前田 一男③・松本 亮真①・武者 浩幸⑤・森 大輔③・森岡 宏二①・諸井 道雄②・門馬 浩二⑦・横山真由美③・渡邊 隆光⑤・渡部 武裕②
			小高支店 10名 鎌田 淳一④・菅野 保夫⑤・佐々木貞雄③・佐藤大二郎①・志賀 貴幸②・林 靖③・松井 幸一④・三上 隆②・村上 輝実①・横川 徳明⑩
			東支店 9名 井上 禄也①・遠藤 充洋③・鈴木 規義⑦・武田 重成①・但野 英治③・田原 義久⑤・(福)南相馬福祉会②・森 里枝③・門馬 喬③
			飯館支店 3名 齋藤 達夫②・濱田 光弘③・渡邊 守男③
第2区 (福島地区)	3名	3.0	浪江・大熊支店 3名 鈴木 充男④・戸川 聡③・林 富士雄③
第3区 (浪江地区)	10名	10.0	浪江支店 8名 朝田 英洋②・石田 慎一⑥・泉田 征慶⑥・叶 経道⑧・下河邊行高⑤・鈴木 仁根①・前司 昭一④・横山 佳弘⑦ 双葉支店 2名 伊藤 哲雄①・佐々木清一⑥
第4区 (いわき地区)	22名	22.0	富岡支店 6名 猪狩 昭彦③・坂本 邦仁⑨・鈴木 洋一③・西山由美子③・早川 恒久⑤・渡辺 史②
			広野支店 4名 猪狩 和見③・大和田幹雄②・根本 功②・吉田 稔③
			久之浜支店 2名 木村謙一郎③・白土 哲也⑦
			夜の森支店 3名 鹿島 栄子③・(福)福島県福祉事業協会④・山本 育男⑥
			大熊支店 1名 井上 文博⑩
第5区 (相馬地区)	17名	17.0	いわき支店 6名 岩本 哲児②・大越 俊正③・白岩不二男②・鈴木 健一②・(医)博文会①・半谷 正彦① 相馬支店 8名 伊藤 昇市①・大田 弘一①・(株)小野中村①・小泉 正人⑤・平間 武義⑦・フレスコ(株)①・鈴木 隼治②・若竹 信雄① 新地支店 4名 遠藤 満③・齋藤 利宏②・目黒 博樹③・目黒 雅夫③ 亘理支店 5名 門澤 俊夫②・齋藤 忠良⑦・高橋 良一②・日幸電機(株)②・安田 健①
合計	100名	100.0	

※丸数字は総代の就任回数です。

当金庫の地区を5区の選任区域に分け各選任区域ごとに総代の定数を定めております。

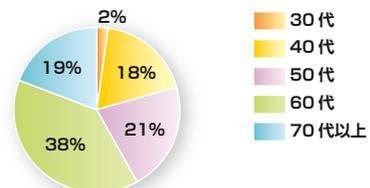
1. 総代候補者選考委員の選任 ① 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱
② 選考委員の氏名を店頭に掲示

2. 総代候補者の選考 ① 選考委員が総代候補者を選考
② 理事長に報告
③ 総代候補者の氏名を1週間以上店頭掲示
④ 上記提示について福島民報に公告 ※異議申出期間(公告後2週間以内)

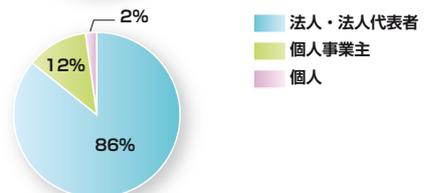
3. 総代の選任
会員から異議がない場合、または選任区域の会員数の1/3未満の会員から異議の申出があった総代候補者
選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
該当総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上
当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2未満
(a・bいずれかを選択)
a 他の候補者を選考
b 欠員(選考を行わない)
理事長は総代に委嘱
総代の氏名を店頭に掲示

総代の年代別・職業別・業種別構成比

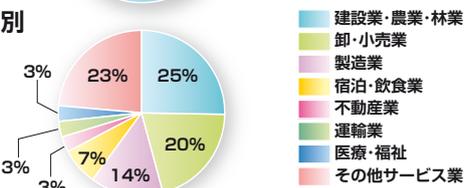
年代別



職業別



業種別



※年代別の構成比は法人を、業種別の構成比は個人を除きます。